

札幌市産業振興センターGHP 室外機盛替え修繕業務を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和 3 年 9 月 6 日

札幌市長 秋元 克広 印



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階北側  
札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 電話 (011) 211-2352  
電子メール: kei.shomu@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 調達する役務の名称  
札幌市産業振興センターGHP 室外機盛替え修繕業務
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 履行期間  
契約締結の日から令和 3 年 10 月 29 日まで
- (4) 履行場所  
入札説明書による。
- (5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 3 条に定めるもののほか、同要領第 85 条に基づき以下の条件を満たす者。
  - ア 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」の「建物設備等保守管理業」に登録している者。
  - イ 告示日より過去 2 年間に本市その他の官公庁と類似業務の履行実績があり、当該役務の提供が十分に可能な者。
  - ウ 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）における本店所在地が市内の者
  - エ 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）における企業区分が「中小企業」の者
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

#### 4 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所  
上記 1 に同じ及び札幌市公式ホームページ上に記載  
<http://www.city.sapporo.jp/keizai/keiyaku/ghpmorikae.html>
- (2) 入札書の受領期限  
令和 3 年 9 月 15 日（水）11 時 00 分（送付による場合は必着）
- (3) 開札の日時及び場所  
令和 3 年 9 月 15 日（水）14 時 00 分  
札幌市役所本庁舎 15 階北側 経済観光局会議室内
- (4) 入札書の提出方法  
別紙 1 の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

#### 5 入札参加について

- (1) 入札参加資格は上記 3 のとおりだが、参加を希望する場合は、3 (2) に掲げる参加資格を有することを確認するための書類を下記のとおり提出すること。なお開札日の前日までの間において当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 提出期限  
令和 3 年 9 月 14 日（火）11 時 00 分  
証明書類に入札参加資格送付書を添付し、上記 1 の契約担当部局へ持参又は送付すること（持参の場合も送付書は必須。送付の場合は必着のこと）。

#### 6 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金：免除
- (3) 契約保証金：要  
契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当する場合は免除することがある。
- (4) 入札の無効：本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否：要
- (6) 落札者の決定方法：札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 詳細は入札説明書による。